

令和4年度第8回香川地方最低賃金審議会議事録

令和5年3月15日(水)

高松サポート合同庁舎

北館702会議室

出席者 公益側 東、春日川、高塚
労働者側 立石、土田、中村、三屋
使用者側 綾田、窪田、友國、渡部

議題 (1) 令和5年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の
申出の意向確認について
(2) 令和5年度最低賃金の審議の進め方等について
(案) について
(3) その他

○賃金室長

それでは皆様お揃いですので、ただ今から、今年度最後になります令和4年度第8回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、柴田会長、籠池委員、廣瀬委員、奥田委員が欠席されておりますが、11名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料No. 1-1 (P1) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明(香川県冷凍調理食品製造業最低賃金)

- 資料 No. 1 - 2 (P2) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明(香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金)
- 資料 No. 1 - 3 (P3) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明(香川県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金)
- 資料 No. 1 - 4 (P4) 特定(産業別)最低賃金の改正に関わる意向表明(香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金)
- 資料 No. 2 (P5) 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料 No. 3 (P6) 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料 No. 4 (P7) 特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数(令和4年12月1日現在)
- 資料 No. 5 (P8) 令和5年度最低賃金の審議の進め方等について(案)
- 資料 No. 6 (P10) 昭和61年2月14日 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について(答申)
- 資料 No. 7 (P17) 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生日別一覧表
- 資料 No. 8 (P21) 令和4年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

でございます。

不足等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○賃金室長

本日は、柴田会長が欠席ですので、東会長代理に議事の進行をお願いいたします。

○東会長代理

会長代理の東でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（１）の「令和５年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思いますが、まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

現在、香川県において設定しております４業種の特定最賃のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料のNo. 1－1からNo. 1－4に、意向表明の写しを添付しておりますが、４業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

意向表明には、「当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている」とありますように、「基幹的労働者の概ね３分の１以上のものの合意による申出」という改正の申し出要件があります。

資料No. 2をご覧ください。特定最低賃金対象業種の状況の左側に２基幹的労働者数の推移とその下に３申出者が代表する基幹的労働者数の推移とあります。

この申出者が代表する基幹的労働者数が２の基幹的労働者数の３分の１以上（33.3％）となっている必要があるということです。

令和4年度でいえば、冷食については3分の1を上回ってはおりませんでしたので、令和4年度は改正諮問はありませんでした。

資料No.3につきましても、前回の第7回本審において、修正依頼がありましたので、委員の皆様のご承認の上、修正させていただいております。

冷食につきましては、□囲みのおり、令和4年度は改正諮問がなかったことから香川最低賃金時間額878円を下回ったため、令和4年10月1日から878円が適用されています。

また、機械と船舶については、初めて1,000円台に乗ってきましたし、機械、電気の引き上げ率については、機械3.09%、電気3.18%と過去最高となっています。

○東会長代理

労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何かご意見等ございましたらお願いします。

○立石委員

特にありません。

○東会長代理

次に、使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございますか。

○窪田委員

いえ、現時点ではございません。

○東会長代理

現行の4つの特定最低賃金について、令和5年度は、労働者側より金額のみの改正の申出予定がある旨確認いたしました。よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○東会長代理

それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

ご承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアチブにより設定されるものであり、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思っております。

事務局の方から、次年度の特定最低賃金の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

「令和5年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、7頁の資料No.4「特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数（令和4年12月1日現在）」の適用労働者数（基幹的労働者）の欄をご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、改正の申出要件に「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という要件がございます。

この要件には、原則この数字を使用することといたしておりますので、特定最低賃金の申出をされる団体へお知らせいただくようお願いいたします。

この表につきましては、本省から指定された方法により、平成

28年経済センサス - 活動調査を基礎としてその後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減を反映した令和2年次フレームを基礎資料とし、令和4年12月1日までの変動を補正して算出したものです。

なお、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月上旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○東会長代理

続きまして、議題（2）の「令和5年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」について」の審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめ、「審議の進め方等」の案として、次年度の審議会へ申し送りをしていただいております。

8頁の資料No.5の「令和5年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」をご覧ください。

本年度の「審議の進め方」を内容修正した箇所は無く、令和4年度と同様の内容であります。

中央最低賃金審議会での目安審議の時期等については、不透明なところもございますが、次年度の審議に当たりましても、現時点では従前のおりご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

○賃金係長

それでは、読ませていただきます。

令和5年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和5年10月1日を努力目標とす

る。

3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和 5 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和 5 年 12 月 15 日を努力目標とする。

- (4) 令和 6 年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

○東会長代理

「令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の 1 の（3）の業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意

見聴取又は実地視察によることとされておりますが、この実地視察について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

これまでの実地視察については、特定最低賃金の4業種を順に実施し、平成27年度は冷食、28年度は船舶、29年度は機械、30年度は電気で一巡しました。

そして、令和元年度は再び冷食を実施しました。

令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルスの感染症により、実施できていません。

令和4年度は、当初船舶の実地視察を9月頃実施する予定にしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえまして、その実施を見送ることとしました。

次年度につきましては、5月に感染症法の分類の5類となるということですので、実施できる方向になりそうです。

実施するということであれば、再度船舶について実施することはいかがか、お諮りしたいと思います。

これまでの経過において、委員のご都合により香川県最低賃金の審議と特定最低賃金の審議の間の9月頃に実施していたようですが、実施時期は9月でよろしいでしょうか。

なお、香川県最低賃金が適用される事業場を視察することも考えられますが、そうなると、実施時期は、香川県最低賃金専門部会の開催前である6月から7月上旬までになると思います。

実施する場合、視察対象事業場、実施時期等につきまして、ご意見をお伺いできればと思います。

○東会長代理

それでは、実地視察を含めて、ご意見をお願いします。

○立石委員

実地視察の件なんですけれども、これまで9月の実施でしたよね。

昨年度も船舶の工場へお伺いするかという話の経過だったと思うんですけれども。

我々としても、特賃の実地視察の船舶というのはお願いしたいところです。

先ほど特定最低賃金業種の船舶以外の他で、というようなことも言われたと思いますが、それは可能なんですか。

○賃金室長

可能かどうかも含めてご審議していただくということです。

必ずしも特定最賃に限ってということではないですという意味です。

○立石委員

わかりました。何か妙案があるのかと思って、そこをお伺いしたかっただけです。

実施の方向でお願いいたします。

○東会長代理

使側は特にございませんか。

今までどおり慣例に従って実施するという事で、船舶について9月頃ということよろしいですか。

○窪田委員

はい。

○東会長代理

それでは、ただ今ご審議いただきました内容をもって成案とし、次年度の審議会へ申し送ることといたします。その際、実地視察についても、今の意見等を次年度の審議会に申し送ることとします。

次に、議題（３）の「その他」に移ります。

事務局で、何かありますか。

○賃金室長

10 頁に資料 No. 6 として「【昭和 61 年 2 月 14 日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）」をお配りしております。

これは、先ほどの 8 頁の資料 No. 5 の「令和 5 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の「3 特定最低賃金について」の冒頭に示されているもので、特に 13 頁下段の別添「新産業別最低賃金の運用方針」をご確認いただければと思います。

17 頁の資料 No. 7 は、令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。

黄色の箇所を見ていただくと、香川県最低賃金を 10 月 1 日に発効させる場合には、8 月 7 日（月）までに答申をいただく必要があります。

特定最賃につきましては、19 頁の黄色の箇所を見ていただくと 12 月 15 日（金）の発効を目指すのであれば、遅くとも 10 月 16 日（月）までに答申をいただく必要があるということでございます。

続きまして、21 頁の資料 No. 8 は本年度に開催いたしました本審、運営小委員会、各専門部会の開催状況を取りまとめた表をお付けしております。

令和 5 年度は、全体的な流れは変わりませんが、中賃の目安答申がどのようになるかわかりませんので、予備日をもって対応し

ていきたいと考えております。

以上です。

○東会長代理

ただ今の事務局からの説明について、何かございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○東会長代理

そのほかに何かありますか。

○賃金室長

審議会に提出する資料についてですが、基本的は今年度つけさせていただいた資料はつけさせていただく予定です。

資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら賜りたいと考えております。

○東会長代理

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

○立石委員

今年度の資料に追加でお願いした部分は次年度も付けていただけるということでしょうか。

本省もこの間、審議会の方で決まったっていうことを聞いたんです。

○賃金室長

立石委員から要望があったものですね。

それについても付けていくということで承知しました。

○東会長代理

ほかに資料の追加、廃止等、意見ございませんか。

○立石委員

あと、今の中央の目安審議会とかそのあたりの動きというのはまだこれからだと思うんですけど、本省の目安審議で使用した重要となる資料が提出されましたら、香川県の審議会でも取り入れていただけますか。

○賃金室長

今年度もお付けしていたと思いますが。

○立石委員

たまに間に合っていないのがありましたので、
労側使側でそれぞれ色々と資料が載っかってきたと思うんで、その辺りをお願いできたらと思います。

○賃金室長

承知しました。

○東会長代理

今期最後の審議会になりますが、ほかに何かご意見等はございませんか。

事務局の方もよろしいですか。

○賃金室長

はい。

それでは最後に、松瀬労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○局長

今年度、最後の香川地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、この一年、香川県最低賃金及び3業種の特定最低賃金の改正につきまして、真摯に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年度におきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」などに盛り込まれた最低賃金引上げの政府方針に配意しつつ、中央最低賃金審議会からは高い引上げの目安額が示され、例年にも増して難しい審議になりましたが、慎重に御審議をいただき、労使代表委員の御理解と御協力並びに公益代表委員の御尽力により、最低賃金の改正を取りまとめていただいたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

また、本日は、来年度の審議会の運営方法などについて確認をいただくとともに、特定最低賃金につきましては労働者側からの意向表明がなされたところです。

次年度におきましても引き続き円滑な審議が行われますよう、お願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、終了に当たっての挨拶とさせていただきます。

一年間、本当にありがとうございました。

○東会長代理

ありがとうございました。以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の確認は、立石委員と窪田委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、今年度最後の第8回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――